

議案第20号

豊橋市立家政高等専修学校学則の一部を改正する規則について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立家政高等専修学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立家政高等専修学校学則の一部を改正する規則

豊橋市立家政高等専修学校学則（昭和30年豊橋市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（休業日）</p> <p>第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、必要によって変更することができる。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>（以下「休日」という。）</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p><u>（5） あいち県民の日条例（令和4年愛知県条例第50号）に規定する11月21日から同月27日までの間において校長が定める日</u></p> <p><u>（6）～（8）</u> （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（休業日）</p> <p>第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、必要によって変更することができる。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p><u>（5）～（7）</u> （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。